

第 66 回補装具評価検討会（I 類） 議事要旨

○日時 令和 6 年 5 月 31 日（金）

○場所 持ち回り開催

○出席者

（委員）※敬称略・五十音順

浅見豊子、大西謙吾、樫本修、河合俊宏、高岡徹、陳隆明、飛松好子、芳賀信彦

（事務局・自立支援振興室）

自立支援振興室長 川部勝一、自立支援振興室長補佐 和田淳平、

福祉用具専門官 徳井亜加根、障害者支援機器係 工藤大器

○議題

- (1) 令和 6 年度における完成用部品の指定申請について
- (2) 装具（レディメイド）の申請・承認状況等について

○議事

- (1) 令和 6 年度における完成用部品の指定申請について

完成用部品指定申請（継続申請を含む。）開始に際し、完成用部品の定義を申請要綱に明記するとともに、明らかに該当しないものについて、留意事項として周知する。

完成用部品の定義について、『補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準』に定められた義肢・装具・姿勢保持装置をオーダーメイドにより製作・完成させるための部品」とし、留意事項は以下の 4 点とする。

- 装具（レディメイド）として申請しているかどうかにかかわらず、装具として完成しているものは完成用部品に該当しない。ただし、装具（レディメイド）の修理に必要な部品は除く。
- 告示に定める各付属品のうち、車椅子のクッション等、加工の必要がないもの、又は一般に市販されているものは完成用部品に該当しない。ただし、修理に必要な部品は除く。
- 採寸等により製作するいわゆる外注品（セントラルファブリケーションで製作するものを含む。）は完成用部品に該当しない。ただし、完成用部品と製作要素が一体となったもの（例：コスメチックグラブ）は除く。
- 告示の上限価格により算定すべきもの（製作要素価格が設定されているものと機能の差異が認められないカットアウトテーブル、ベルト等）は完成用部品に該当しない。

フィールドテストについては、1 日あたりの平均使用時間、1 週間あたりの平均使用日数についても申請用紙に記載する必要がある。

- (2) 装具（レディメイド）の申請・承認状況等について

装具（レディメイド）の承認数が少ないため、治療用装具として扱われている製品も補装具に適用できるようにすべきである。その場合の基本価格の取扱いについても明らかにする必要がある。既製品の装具の中には補装具として支給されてきた製品も数多く

あるので利用者が困らないように積極的に申請していただきたい。

なお、本検討会は、持ち回り（書面）開催であり、議事の内容にかかる議事録はないため、
要旨のみを公表することとした。 (以上)

<照会先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

電話 03-5253-1111（内線 3073）